

番号 シーン名	事実の摘示： 具体的な放送内容	原告の社会的評価の低下	真実ではないこと	証拠 方法
01 「導入/タイトル」	冒頭～2分 ナレーション：「日本政府が推し進める戦没者の遺骨収集事業。しかし、この中にフィリピン人の遺骨が大量に含まれているという疑惑が、今、持ち上がっている」  テロップ：”疑惑の遺骨”を追い-戦没者 遺骨収集事業の闇-	原告が行う戦没者遺骨収集事業において、フィリピン人の遺骨が大量に含まれている疑惑があり、原告が行う戦没者遺骨収集事業には「闇」が有る、との印象を与え、原告の社会的評価を貶めた。	一部人間の中傷を持ち上げ、被告が疑惑のないところに疑惑があると言っている。闇の無いところに、闇が有るかのよう表現している。	甲1他、 別途提出 予定
02 「アバタン村民男性①」	6分30秒～8分頃 ナレーション：「遺骨を日本のグループに渡してお金を得たという男性に出会うことが出来た」「その男性は日本兵とフィリピン人の遺骨が混じって放置されていると祖父から聞かされていた」  テロップ：「すべてが日本人のものかどうかわからない」と伝えましたが、何も聞かずに「1・2・3…」と数え始めたのです。そして「48体」という結果が出て、一つもはじかれませんでした。つまり「すべて日本人の骨」ということになったのです。  ナレーション：「男性は労賃という名目で、遺骨1体あたり500ペソ計24000ペソを手に入れた」「原告から受け取ったのは日本円にして、およそ5万円。年収の半分に相当する大金だった」	原告が、遺骨を受け取る時に、日本人のものかどうか確認せずに、数だけ数えて、1体辺り500ペソ換算の大金を渡すという方法で遺骨収集を行っている、との印象を与え、原告の社会的評価を貶めた。	日本語訳に誤訳が有る。放送内容が被取材者の意図とは、全く違うものになっている。インタビュー内容は、捏造されたものである。「労賃」を遺骨の数に応じた金額であると虚偽放送している。24000ペソは、男性一人が受け取った金額では無い。男性と年収の話せず、勝手に大金であると決めつけて放送している。	甲2他
03 「新方式の紹介」	9分25秒～9分55秒 ナレーション：「委託を受けた原告は、それまでとは全く違う収集方法を取り入れました」「現地のフィリピン人に協力を求め遺骨を収集してもらいます。そして、労賃という形で、遺骨と引き換えに、お金を支払うことにしたのです」 図解：「遺骨」→「労賃」	原告は、現地住民に遺骨収集作業を依頼し、労賃という形で、遺骨と引き換えに、遺骨の数に応じた金を支払っているとの印象を与え、原告の社会的評価を貶めた。	労賃の説明部分が、虚偽である。「労賃」を恣意的に「労賃という名目」に表現を変えている。「労賃」を支払うことは、従来からある方法である。支払っているのは、遺骨の数に応じた金額では無い。	別途提出 の予定あり。
04 「ワンワン村での会合」	10分45秒～11分35秒 ナレーション：「2日に渡って行なわれた原告と住民との話し合い」「村の住民からは、盗まれた遺骨が、原告に渡っているという非難の声相次いだ」  テロップ：「骨を遺族に無断で勝手に持ち出すのは犯罪です」「この問題を解決すべきだ」	遺骨の盗難事件と原告の事業との関連性が高いとの印象を与え、原告の社会的評価を貶めた。	別の話し合いを繋げて、架空の話し合いシーンを捏造している。ワンワン村の盗難事件と原告は無関係であることを伏せて放送し、巧妙に関係があるように見せかけている。訴外亀井氏の存在を伏せ、中立・公平性を欠いている。	別途提出 の予定あり。

<p>05 「アバタン村民男性②」</p>	<p>12分25秒～13分15秒 テロップ：「宣誓供述書」なんて書いていません。書いたのは村長です。でも骨を山で見つけたのか洞くつで見つけたのかなど、詳しいことは村長に説明していませんけど。  じゃあ見つけた場所は言っていないのですか。 言ってません。 ナレーション：「この村では全ての宣誓供述書を村長が一人で書いているのだという」</p>	<p>原告が「いい加減なものを根拠として遺骨をかき集めている」との印象を与え、原告の社会的評価を貶めた。</p>	<p>日本語訳に誤訳が有る。放送内容が被取材者の意図とは、全く違うものになっている。 インタビュー内容は、捏造されたものである。 「宣誓供述書」は、弁護士立会いの元、作成されており、一人で勝手に書くことは出来ない。 法的に正式な文書を「いい加減な文書」であるかのように虚偽表現している。</p>	<p>甲 2 他</p>
<p>06 「アバタン村長」</p>	<p>13分40秒～14分50秒 ナレーション：「日本人の骨と何故いえるのかと問うと、徐々に本心を口に始めた」 テロップ：宣誓供述書といたってその骨がどこの何の骨なのか、私には確認のしようがない。私にはそれをチェックすることなんて無理だ。 それでは供述書の意味がまったくないじゃないですか。 だって怒られるんだよ。みんな遠いところから大変な思いをして骨を持ってくるんだから。供述書を書かないといたら私が怒られるよ。 ナレーション：「村長が書いた宣誓供述書を手した」「遺骨の発見状況などを確認することも無く、これまでに2000体以上の遺骨を日本人の遺骨として提出したという」</p>	<p>同上</p>	<p>日本語訳やナレーションに誤りが有り、放送内容は被取材者の意図とは、全く違うものになっている。 インタビューシーンの内容は、捏造されたものである。 「宣誓供述書」は、弁護士立会いの元、作成されており、状況を確認することなく、一人で勝手に書くことは出来ない。 法的に正式な文書を「いい加減な文書」であるかのように虚偽表現している。 遺骨の数字が、でたらめである。</p>	<p>甲 3 他</p>
<p>07 「フィルム学芸員」</p>	<p>18分50秒～20分5秒 ナレーション：「遺骨の鑑定を引き受けているという人物を直撃した」「日本兵の遺骨をどう選別しているのか、その答えは、驚くべきものだった」 テロップ：私は「これは日本人の骨だ」と言った事はありません。人間の骨を肉眼で見てもどこの国の人間かわかるはずがありません。 つまり・・・ 「無理です 無理」 ナレーション：「そもそもフィルム氏の専門は” 鉱物学”」「彼の仕事は集まった遺骨の数を数えることが中心だという」</p>	<p>さも科学的に正確な「日本人の遺骨であるか」という鑑定が必然であるかのような印象を与えた上で、原告はいいかげんな鑑定しか行っていないとの印象を与え、原告の社会的評価を貶めた。</p>	<p>鑑定していない（そもそも不可能である）という事実を捻じ曲げて、放送している。 「個体数識別」を正確に放送せず、軽視する表現を使用している。</p>	<p>被告答弁書</p>

<p>08 「まとめ/結論」</p>	<p>20分25秒～21分 ナレーション：「形ばかりの鑑定と、いい加減な宣誓供述書」 「三週間に渡る追跡から見えてきたのは、厳正であるべき遺骨収集の杜撰な実態だった！」 鎌田解説委員独白：「フィリピン人の遺骨が日本兵のものとして送還されているという疑惑、もはやそれは、疑いようの無い事実であると、私には思えました。」</p>	<p>原告の行っている遺骨収集事業には、形ばかりの鑑定といいい加減な宣誓供述書に基づく杜撰な実態があり、その結果フィリピン人の遺骨が大量に日本に送還されているとの印象を与え、原告の社会的評価を貶めた。</p>	<p>「鑑定」は不可能であり、そもそも行っていないので、「形ばかり」で有るはずも無い。 「宣誓供述書」は公正証書化された正式な法的文書である。 根拠自体が虚偽・捏造であり、その上に立った結論は、意味のない誹謗中傷である。原告の遺骨収集現場を一度も取材せずして、その実態が分かるはずも無い。 虚偽を根拠とした、結論の捏造である。 ごく一部の誤った周辺取材から、原告の事業そのものの実態を結論づけるという、暴挙である。「疑い」を「事実」とであると、視聴者に誤解を与える手法である。</p>	<p>甲1.2.3他</p>
<p>09 「原告インタビュー」及び「厚生労働省での鎌田発言」</p>	<p>23分30秒～23分45秒 ①鎌田：「仮に盗掘されたものがそのまま焼かれて日本に持ってこられるということになると、或いは、盗掘じゃなくても混じったものが日本に行くことになる、フィリピンにも遺族の人たちいるわけですよね。その感覚が欠落している、足りないんじゃないかと。」 倉田：「そうですね。確かにフィリピンの人たちへの配慮というのは、そういう面から見ればかなり低いかもしれません。ただそれを気にしてしまうと、もう遺骨収集は出来ませんよ。はい。実際問題として。今、仮に我々がこうやってNHKさんにも叱られるし、もうやめましょうと言って止めたら、フィリピンから遺骨帰ってこないですよ。」 ②内山：「この体制組んだ時に、こういう事が起こることは当然想定なさっていると考えていいんですか？」 倉田：「はい。そこは確信犯です。」 内山：「確信犯？」 倉田：「はい。」 24分～24分30秒 鎌田：「日本兵以外の遺骨が混じっても、まあ、ある程度仕方が無いと、つまり、遺骨が日本に戻ってくることを優先するわけだから、その中に混じっても仕方が無いと、というふうなおっしゃり方をするんですよ。」</p>	<p>原告は、日本兵の骨とされるものの中に、フィリピン人の骨が混入することを容認しているかのような印象を与え、原告の社会的評価を貶めた。</p>	<p>2時間にもわたるインタビューを背景事項や内容の経緯を伏せて、繋ぎ合わせ、別の意図を生み出す、虚偽内容のシーンを捏造している。 被取材者の意図とは、全く異なる内容である。 放送日直前に収録されており、番組の公平・中立性を欠いている。 「容認していない」ことを容認していると虚偽放送している。</p>	<p>別途提出の予定あり。</p>